

# 公共施設等予約システム導入事業 業務委託プロポーザル実施要項

## 1 目的

この要項は、福島県玉川村（以下「村」という。）が管理・運営する施設にける予約システムの導入にあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるもの。

## 2. 委託業務概要

本村における公共施設の予約は、紙による申請を主としており、予約方法も施設ごとに異なることから、利用者は施設の空き状況の確認や予約・申請のために施設の開館時間に電話連絡や窓口での申請等を行う必要がある。

本事業では、施設予約システムの構築と運用を通じて、地域住民等の利便性向上を図るとともに、施設利用者数の増加や地域の活性化を促進することを目的としています。

- (1) 委託名 公共施設等予約システム導入事業
- (2) 委託内容 別添「公共施設等予約システム導入事業」  
業務委託仕様書（案）のとおり
- (3) 委託期間 ア システム導入（構築）期間  
契約締結の日から令和8年9月30日まで  
イ システム利用期間  
令和8年10月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 委託額 総額1,782千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
  - ア 消費税及び地方消費税は10%で計算すること。
  - イ 当該金額は、導入経費（システムの設計・構築費等）及び令和11年3月までの運用経費（システム利用料、保守費用）を含めた総額であり、導入経費及び運用経費それぞれの上限は次のとおり。
    - (ア) 導入経費 693千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
    - (イ) 運用経費 1,089千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本提示の日から契約締結日までの間に、村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法第17条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第41条第1項に規定する構成手続開始の決定を受けたものを除く。）または民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運

営に關与していないこと。

(5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。

#### 4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。  
なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出期限

令和8年6月18日(木)17時まで(郵送又は持参)

※郵送による提出:封筒の表に「公共施設等予約システム導入事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝除く)の9時~17時。

(2) 提出物(各1部)

- ・参加申込書(様式2)
- ・会社の概要がわかる資料(パンフレット可)(任意様式)
- ・実績調書(様式3)
- ・実績調書に記載した業務の内容や遂行状況が確認できる資料(任意様式)

※過去5年程度の中で、新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧デジタル田園都市国家構想交付金)等を活用した事業や類似事業の実績など報告すべきと判断する内容を記載したもの。

#### 5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

(1) 受付期限

令和8年6月25日(木)17時まで

(2) 提出方法

質問書(様式1)により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名を以下のとおりとすること。

【質問書】「公共施設等予約システム導入事業」業務委託プロポーザル

(3) 質問の回答方法

個別に回答する。ただし、必要に応じて質問内容と回答内容をホームページで公開する。

#### 6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月30日(火)17時まで(郵送又は持参)

※郵送による提出:封筒の表に「公共施設等予約システム導入事業」業務委託プロポーザル企画提案書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝除く)の9時~17時。

## (2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本工業規格A4版又はA3版とする。

### ① 企画提案書：原本1部、写し6部

仕様書に記載する業務内容に関する提案を網羅し、各業務を着実かつ円滑に遂行できるよう具体的な提案を記載すること。併せて、次の(ア)から(エ)について、提案に記載すること。

(ア) 上記1の目的を踏まえた業務の取り組み方針

(イ) 業務の進め方

(ウ) 実施体制（管理担当者、主担当者を明記する）

(エ) 業務スケジュール

### ② 見積書（事業経費積算書含む）：原本1部、写し6部

見積額において、消費税及び地方消費税の額を明記すること。

## 7. 提出方法及び提出先

### (1) 提出方法

郵送（必着）または持参

### (2) 提出先

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9 玉川村役場企画政策課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

## 8. プレゼンテーション・デモンストレーション及びヒアリングの実施

企画提案書等提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。  
なお、参加しなかった場合は採点を行わない。

### (1) 開催日

令和8年7月6日（月）から10日（金）まで

※詳細な日時については、別途参加者に通知する。

### (2) 会場

玉川村役場

※詳細な会場については、別途参加者に通知する。

### (3) 時間構成

プレゼンテーション（デモ含む）30分以内、質疑応答は最大15分とする。

### (4) その他

- ・プレゼンテーションの際の追加資料の提出は認めない。
- ・プレゼンテーション参加のために必要な費用は参加者の負担とする。
- ・説明に機材が必要な場合は、参加者が準備すること。

## 9. 審査

### (1) 審査方法

提案された企画提案書等の内容を審査基準により審査し、提案及び質疑応答の内容を総合

的に判断し、契約候補者を選定する。

(2) 評価視点

別紙の採点基準表を参照。

(3) 選考結果の通知・公表

令和8年7月10日（金）以降

審査の結果については、審査対象事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 10. 契約締結

(1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。

(2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

## 11. 本業務の日程

| 内 容         | 日 程                |
|-------------|--------------------|
| 募集開始        | 令和8年6月8日（月）        |
| 参加申込書等の提出〆切 | 令和8年6月18日（木）       |
| 質問の受付〆切     | 令和8年6月25日（木）       |
| 企画提案書等の提出〆切 | 令和8年6月30日（火）       |
| 審査          | 令和8年7月6日（月）～10日（金） |
| 選考結果の通知・公表  | 令和8年7月10日（金）以降     |

## 12. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記とおりにする。

担 当：玉川村役場企画政策課

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電 話：0247-57-4628（直通）

F A X：0247-57-3952

E-Mail：kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

(別紙) 採点基準表

- ・各審査評価項目に対し、評価ごとの点数は「極めて良好5点、良好4点、普通3点、やや不十分1点、不十分0点」とする。

| 審査評価項目   |                    | 配点 | 評価のポイント   |
|----------|--------------------|----|---|
| 全体評価     | 事業の目的、主旨の理解度等      | 10 | 全体の目的、主旨を理解した提案がされているか。                               |
|          |                    | 10 | 本業務の目的を理解した上で、仕様書に記載する業務内容を網羅しているか。                   |
|          | 提案内容の実現性           | 10 | 実施方法等が具体的で実現性があるか。<br>(同種、類似業務の実績、組織体制等)              |
| 企画提案書の内容 | 操作性                | 20 | 一般利用者にとって、見やすく分かりやすい簡便なインターフェースであるか。                  |
|          | 操作性                | 20 | 施設管理者にとって、見やすく分かりやすい簡便なインターフェースであるか。                  |
|          | セキュリティ対策           | 10 | 個人情報保護をはじめ、セキュリティ対策は適切な対応が取られているか。                    |
|          | 独自企画               | 10 | 仕様書に記載のない、事業者のノウハウや知識・経験を活かした独自提案や、本村にとって有益な追加提案があるか。 |
| 見積価格     | 見積額の妥当性<br>(導入・構築) | 5  | 提案内容に沿った適切な見積額となっているか。                                |
|          | 見積額の妥当性<br>(ランニング) | 5  | 提案内容に沿った適切な見積額となっているか。                                |